



## 被扶養者からはずれるときは、届出を出しましょう！

下記のような状況変化があったときは、健保の扶養からはずれることになります。扶養からはずれることになったら、速やかに扶養削除の届出と旧保険証の返納をお願いします。詳しくは、ムラタ健保ホームページ「家族を扶養からはずす」をご覧ください。

### 被扶養者からはずれるのはこんなとき

- ① 被扶養者が就職したとき  
(注)2022年10月からの社会保険の適用拡大にご注意下さい。
- ② 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき
- ③ 被扶養者(60歳未満)の年間収入が130万円(月額108,333円)を超えると見込まれるとき
- ④ 被扶養者(60歳以上または障害厚生年金受給者)の年間収入が180万円を超えると見込まれるとき
- ⑤ 退職して、失業給付(60歳未満は月額3,612円以上、60歳以上または障害厚生年金受給者は月額5,000円以上)を受給中は被扶養者とは認められません
- ⑥ 被扶養者であった配偶者と離婚したとき
- ⑦ 被扶養者が死亡したとき



### ご家族の扶養実態調査について

健保組合は、健康保険法により家族の扶養実態調査を毎年実施するように定められています。ムラタ健保ではWebシステムを使用して扶養実態調査を実施します。ご理解とご協力をお願いします！！

次回(2022年度)予定：2022年7月末頃

## 健保組合のホームページをぜひご利用ください！

### こんなときはコチラ

保険料には何が含まれる？  
社員と会社の負担割合は？  
扶養に入れるための条件は？  
医療費支払いの仕組みは？

### 健保のイロハ

健保の基礎知識を図解入りで掲載



スマートフォンでも手軽にアクセスできます <http://www.murat-kenpo.or.jp/>

申請書類をダウンロードしたい  
家族を扶養に入れたい  
病気・ケガをしたら？  
kencomってどうやるの？

### 検索機能

知りたい情報に素早くアクセス



ご意見&ご感想

カラーになっていて読みやすい。知らなかったことが色々掲載されていて為になる。自宅へ届くのが良い。 FMC Mさん

## 健康保険 使える? or 使えない?

確認してください



## 鍼灸師・マッサージや 柔道整復師(接骨院・整骨院)にかかるとき

はり・きゅう・マッサージや柔道整復師による施術には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。健康保険が使える施術の範囲は厚生労働省から細かく定められています。今一度確認のうえ、適切な受診をお願いします。

	保険が使える	保険が使えない
鍼灸師・マッサージ	<p><b>はり・きゅう</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に以下の6疾病 リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症</li> <li>※上記疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば健康保険が使える場合もあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疲労回復や慰安目的など</li> <li>疾病予防のため</li> <li>医療機関(病院や診療所など)で同一の疾病の治療を受けている場合</li> </ul>
	<p><b>マッサージ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>筋麻痺(筋肉が麻痺して自由に動けないような症状)</li> <li>関節拘縮(関節が硬くて動きが悪い症状)</li> <li>※マッサージは傷病名でなく症状に対する施術となり、医療上必要と認められる場合に限り健康保険の対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疲労回復や慰安目的など</li> <li>疾病予防のため</li> </ul>
(接骨院・整骨院) 柔道整復師	<p><b>外傷性のケガなど原因のある痛み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの要因による捻挫・打撲・挫傷</li> <li>医師の同意のある骨折、脱臼の施術</li> <li>応急処置で行う骨折、脱臼の施術</li> </ul>	<p><b>病気(内科的疾患)や原因不明の痛み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活による単なる疲労や肩こり・腰痛</li> <li>スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛</li> <li>医師の同意がない骨折、脱臼の施術</li> <li>病気による痛みやこり(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)</li> <li>原因不明の違和感や痛み</li> <li>医療機関(病院や診療所など)で治療中のもの</li> </ul>
	<p><b>療養費支給と医療保険の併給禁止について</b></p> <p>医師が治療を継続している疾患に対して、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が施術を行ったとしても、療養費を支給することは認められていませんので、注意して下さい。</p>	

※はり・きゅう・マッサージ等の施術を健康保険で受ける場合は、いったん全額を支払い、医師の同意書を添付して健康保険組合への申請が必要です。保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、審査により「保険適用と認められない」場合は、施術料の全額について自費となります。

## マイナンバーカードの申請はお早めに！

マイナンバーカードを新規に申請した方等を対象にした、マイナポイント第2弾が順次開始されています。マイナンバーカードの健康保険証利用登録でもポイントが付与される予定ですので、マイナンバーカードの取得がまだの方はお早めに申請ください。



### マイナポイント 第2弾 概要

※対象となるマイナンバーカードの申請期限は2022年9月末までです。

- ① マイナンバーカードを新規に申請した方等を対象に最大5,000円相当のポイント  
(第1弾と同様、キャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をした方を対象に25%分のポイントが付与。既にマイナンバーカードを取得済みで第1弾のマイナポイントが5,000円相当ポイントに達していない方も引き続きチャージや買い物に対して上限まで付与されます。)

- ② 健康保険証での利用登録で7,500円相当のポイント  
(登録済の方、利用申込みを行った方を含む)

- ③ 公金受取口座の登録で7,500円相当のポイント

※②健康保険証の利用登録や、③公金受取口座の登録によるマイナポイントの申込・付与の開始時期は2022年6月頃の予定です。  
※マイナポイントの申込・付与期限は、2023年2月末までとなります。

詳しくは下記を参照ください

- ・マイナンバーカード総合サイト  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178** 平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30 (年末年始除く)



ご意見&ご感想

ジェネリック医薬品のことがよく分かって良かったです！ TOK Kさん

健保組合から

今回号に添付のリーフレットもぜひご確認ください。